

豊中市役所本庁舎における自動体外式除細動器(AED) (広告一体型)の 導入に係る事業者募集要項

豊中市役所本庁舎内において、自動体外式除細動器（以下「AED」といいます。）を設置するにあたり、広告一体型とすることで、AED の調達、設置、維持管理等の業務を無償で実施していただく事業者を募集します。

応募にあたっては、本募集要項を十分確認し、次の各事項を承知のうえ申し込んでください。なお、本募集要項に定める広告の取扱いについては、「豊中市広告掲載等に関する基本指針」及び「豊中市有料広告掲載基準」を踏まえて運用します。

1. 業務の概要

次の（１）から（４）に定める事項を、事業者の責任及び費用負担により行うものとします。

- （１）AED（広告一体型）ボックスの設置及び維持管理
- （２）AED 本体の設置並びに電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換、故障対応等を含めた維持管理
- （３）設置期間満了時の AED（広告一体型）ボックス及び AED 本体の撤去及び原状回復
- （４）AED と一体型の広告に係る広告主の募集及び広告の製作

2. 設置場所等

設置場所	AED(広告一体型)ボックスの規格	台数	設置位置※2 (別紙参照)
豊中市役所本庁舎 豊中市中桜塚3-1-1	・ 寸法 【全体】※1 幅0.65m・奥行0.24m・ 高さ1.8m以内 【広告枠】 幅0.65m・高さ0.92m 以内 ・ 管理上、電気代等の光 熱水費が発生しない仕様 とすること。	第一庁舎 2台 第二庁舎 2台 <u>合計：4台</u>	【第一庁舎】 ・ 1階正面玄関風除室内 ・ 5階エレベーターホール 付近 【第二庁舎】 ・ 1階北側玄関風除室内 ・ 3階エレベーターホール 付近

※1 形状、寸法については、上記を基準に要相談とします。

※2 設置位置の詳細については、協議のうえ、決定します。

3. 設置期間

令和8年（2026年）9月1日～令和13年（2031年）8月31日

4. 設置等の具体的な内容

(1) AEDの規格、維持管理等について

①日本光電AED－3250（同等品可）

- ・「小学生から大人モード」と「未就学児モード」の切換スイッチがあること。
- ・自動で電気ショックを実施するオートショック機能があること。
- ・ディスプレイ及び音声ガイダンスにより操作手順を説明する機能があること。

②AEDの設置及び維持管理

- ・AEDの設置、電極パッド、バッテリー交換等は無償で行うこと。
- ・AEDの状態や電極パッドの期限、バッテリー残量等の一括管理を行い、常時安全に使用できるよう適切な点検、交換を無償で実施すること。
- ・通常の保管管理状態での故障・破損・盗難時には、機器の修理・交換を無償で行うこと。また、修理期間中は代替品を支給すること。
- ・設置事業者は、厚生労働省通知等に基づく日常点検、消耗品の使用期限管理、点検記録の保管その他AEDの適正管理に必要な措置を講じること。

(2) AED（広告一体型）ボックスの設置及び撤去について

AED（広告一体型）ボックスの準備及び設置に係る費用、設置期間終了後の撤去費用については、事業者が負担するものとし、取り付けていた場所等は原状復帰するものとし、また、撤去費用には、AEDの撤去も含まれます。

(3) 広告の掲載について

- ①広告主の募集、広告の入替作業、広告に対する問い合わせ、苦情等の広告掲載に関するすべての業務は、事業者が実施するものとし、また、広告主の募集にあたり、事業者が広告主の募集者であることを明確にし、本市が広告主であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮することとし、
- ②広告内容などの広告掲載の判断基準やその他広告掲載の取扱いは、「豊中市有料広告掲載基準」（別紙参照）により行い、広告を掲載する前に、本市が審査を行うこととし、
- ③広告の内容については、市が広告主又は広告内容を推奨、保証又は認証しているとの誤解を与える表示を行わないこと。また、広告内容に関する一切の責任は、事業者及び広告主が負うものとし、
- ④広告は、紙媒体広告とします。
- ⑤AED（広告一体型）ボックスの準備及び設置・撤去費用、AEDの設置及び撤去、維持管理、広告掲載に関する費用等は、事業者が広告主から得られる広告料により賄うものとし、
- ⑥広告の掲出開始、差替え、撤去その他広告の掲出に係る作業を行う場合は、事前に本市と協議し、来庁者の安全及び庁舎管理に支障が生じないように実施すること。

5. 参加資格要件

応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすことを参加資格要件とします。また、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以降の民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (9) 過去 3 年間に於いて、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及

び地方消費税を滞納していないこと。

- (10) 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（豊中市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるもので、明らかに運営管理事業者として不適当であると認められる者でないこと。
- (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可を有すること。
- (12) 過去に国又は地方公共団体その他公共的団体において、AED又は広告付きAEDの設置、維持管理若しくはこれに類する業務の実績を有すること。ただし、本市が必要と認める場合はこの限りではありません。

6. 応募申込手続き等

(1) 日程

項 目	期 間 等
募集要項等の公表	令和8年(2026年)7月7日(火)
質問の受付期間	令和8年(2026年)7月7日(火)から令和8年(2026年)7月9日(木)
質問への回答	令和8年(2026年)7月10日(金)予定
申込受付期限	令和8年(2026年)7月21日(火)
事業者の決定	令和8年(2026年)7月24日(金)予定

(2) 申込方法

応募者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入のうえ、送付先または提出先に応募書類を郵送または直接持参し、提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず提出先にその旨連絡し確認をしてください。

ア 郵送で申込む場合

申込受付期限：令和8年(2026年)7月21日(火)必着

送 付 先：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係 宛

※ 簡易書留または書留により送付してください。

イ 持参する場合（土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。）

申込受付期限：令和8年(2026年)7月21日(火)

【午前9時～午後5時15分】

提 出 先：豊中市中桜塚3丁目1番1号（第一庁舎・3階）

豊中市 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係

(3) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（様式1）
- ② AED及びAED（広告一体型）ボックスの規格書（様式2）
- ③ 応募者概要説明書（様式3）
- ④ 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の写し
- ⑤ 参加資格確認書（様式4）

(4) 申込みにあたっての留意事項

- ① 申込みに必要な書類が受付期限内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。
- ② 電話、ファクス、インターネットによる受け付けは行いません。
- ③ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ④ 応募書類の返却は行いませんので、ご了承ください。

(5) 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、豊中市役所本庁舎における自動体外式除細動器（AED）（広告一体型）の導入に係る事業者募集事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(6) 質問書の受付

受付期間：令和8年(2026年)7月7日(火)～ 令和8年(2026年)7月9日(木)17時必着

受付先：豊中市 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係

メール choushakanri@city.toyonaka.osaka.jp

質問方法：電子メールにて質問書（様式5）を送付

※必ず電話で受信確認してください。

(7) 質問に対する回答

回答日：令和8年（2026年）7月10日（金）予定

回答方法：本市ホームページの「豊中市役所本庁舎における自動体外式除細動器（AED）（広告一体型）の導入に係る事業者募集について」に掲載します。

※回答内容において、質問書の提出者が特定されると思われる情報は掲載しません。

※回答に対する再質問は受け付けません。

7. 事業者の選定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象者が2者以上の場合は、当該選定対象者立会いのもと、くじにより、事業者の選定を行います。

(3) 事業者の通知等

事業者決定：令和8年（2026年）7月24日（金）予定

※選定結果については応募者全員に文書で通知します。

- (4) 選定された事業者は、本市と協議のうえ、AED（広告一体型）ボックス及びAEDの設置、維持管理、広告掲載等に関する契約を締結するものとします。

8. 失格要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- (1) 本案件期間中に「5. 参加資格要件」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 応募書類において虚偽の記載があったとき。
- (3) 申込期限内に提出場所に応募書類の提出がないとき。
- (4) その他本募集要項に関する条件に違反したもの。

9. 事業者の決定の取り消し

「11 事業者の資格の喪失」に示す行為を行い、事業者としての資格を喪失した場合は、事業者としての決定を取り消します。なお、この決定の取り消しによって事業者に損失が生じたとしても、本市は一切補償しないものとします。

10. 事業者の公表

事業者の決定後、本市ホームページに事業者を掲載します。

11. 事業者の資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、本市の広告事業に関する事業者としての資格を失います。

- (1) 正当な理由なく、本案件に係る業務の実施を辞退した場合
- (2) 設置期間満了前に、自己都合によりAED（広告一体型）ボックス及びAEDを撤去した場合
- (3) 本市の承認を得ずに広告を掲載し、又は本市が不相当と判断した広告の撤去若しくは修正に応じない場合

12. その他

- (1) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。
- (3) 応募、設置、維持管理、広告掲載その他本案件の実施に要する費用は、別に定める場合を除き、すべて事業者の負担とします。

13. 問合せ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号（第一庁舎・3階）

豊中市 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係

担当：藤原・松井 TEL：06-6858-2832